

2011年10月13日  
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

個人の市民税及び県民税の賦課に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2011年9月30日付けで諮問（第485号）された個人の市民税及び県民税の賦課に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、認められない。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

「遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、（以下「保険年金」という。）所得税の対象とならない」とする最高裁判所の判決（平成22年7月6日）があった。同判決を受け、所得税法施行令の一部を改正する政令の規定によりこれまでの税務上の取扱いを変

更し、平成17年から平成21年分までの各年分に対しては、当該納税者による更正の請求及び確定申告にて、相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に対する二重課税分の所得税の還付金を支給することとされた（平成22年10月より実施）。

現行の所得税法では還付可能な期間は5年であるが、この最高裁判決の対象となった「保険年金」は老後の生活保障等を目的として、最近5年に限らず販売されており、また年金払いという商品の性格から、所得税の還付請求権等が消滅している平成16年分以前の納税分についても可能な限り救済措置を採ることとされた（平成22年12月16日閣議決定）。

これを受けて「租税特別措置法」が改正され、確定申告書の保存期間や民法の債権の消滅時効の期間等を踏まえ、平成12年分から平成16年分までの「保険年金」に係る「所得税の相続税との二重課税分」について「所得税の特別還付金」として支給することとする新たな規定が設けられた（租税特別措置法第41条の20第2項、第97条の2 平成23年6月30日改正）。

この条項は、当該「所得税の特別還付金」の支給にあたり「特別還付金の支給を受けようとする者は・・・（中略）・・・『特別還付金請求書』を所得税納税地の所轄税務署長に提出しなければならない」という趣旨である。

藤沢税務署では東京国税局からの指示によりこの『特別還付金請求書』の提出について、予め該当者を特定して、事前に個人通知をし提出させることとしている。このことにより、藤沢税務署は本市に対し「所得税の特別還付金」の支給対象と思われる納税者のうち、所得税確定申告がなく市に課税資料がある者の収入、所得、源泉所得税等について照会を行ったものである（平成23年8月23日本市収受）。

本件は、この照会に対しての回答にあたり、個人情報をも目的外提供すること及び当該目的外提供することに伴う本人通知の省略について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するもの。

## (2) 目的外に提供する個人情報の対象者抽出方法

実施機関である市民税課では、当該照会に伴い、藤沢税務署から特別還付金の支給対象者と想定される納税者のリストを収受している。

この抽出条件は平成17年分から平成21年分までの二重課税についての確定申告や更正請求（最高裁判決後申告された年金対応分）に添付されている保険会社から本人へ通知されたもので、確定申告書に添付されているものだが、受給開始年月、保険金額の記載された「保険年金」計算明細書を基にしたものである。具体的には、「保険年金の受給開始年月」が平成17年分以前の納税者について、この「保険年金」計算明細書をもとに確定申告書の提出の有無に関わらず抽出している。

(3) 目的外に提供する個人情報

対象者の所得の種類，収入金額，所得金額，所得控除金額（社会保険料，生命保険料，損害保険料，配偶者控除，配偶者特別控除，扶養控除）源泉所得税，給与等支払先名称，給与等支払先住所

※ 給与支払報告書や，年金支払報告書等の課税資料をコピーして添付する場合もある。

(4) 目的外に提供する必要性

所得税の特別還付金は「保険年金」に対する所得税額部分を支給するものであり平成12年分から平成14年分までは，所得税額の有無に関わらず「保険年金」を受給していれば，平成15年分の特別還付金額をもとにみなし還付を行う。

もともと，確定申告書の提出は所得税の納付や還付の場合に必要な手続きである。具体的には事業所得や不動産所得等の所得で所得税が源泉徴収されていない納税者が所得税を納付するために提出する場合と，給与所得や年金所得等のみの収入でその収入が支払われる際にあらかじめ所得税が源泉徴収されているが年末調整が済んでいないため所得税の還付を受ける場合に提出する場合がある。

一方，市県民税は所得税と異なり，あらかじめ収入から住民税を源泉徴収しておらず前年中の収入に対し翌年度で課税するため前年中の収入についての課税資料を支払者は全て市へ提出することとなっている。これが給与支払報告書や年金支払報告書等の資料の課税資料である。

給与所得のみで所得税は年末調整しており，所得税を精算済だと確定申告書の必要がないが，この場合は税務署に確定申告書がなく市にのみ課税資料があるケースとなる。

税務署が市に照会を必要とする具体的な例としては，保険年金の受給開始年月が平成17年より前の場合，平成17年分の確定申告書はあるが，平成16年分と平成15年分の確定申告書の提出がないというようなことがある。この場合，市のみで課税資料が保管されていることとなり，税務署では源泉所得税額を確認できないため照会の対象となる。

対象者を把握するには，還付可能かどうかの判断のために源泉所得税の有無や金額の確認が不可欠であり，本人への確認，あるいは市が保管する課税資料での確認のいずれかを行わなければならない。以上を踏まえ，次の理由から回答する必要がある。

ア 確実に特別還付金を支給する個人を特定するためには，「保険年金」分以外の所得があれば，その所得の源泉所得税額が必要となる。これは，本人が源泉徴収票を保管していたとしても源泉所得税額が発生しているかどうか

よって還付対象者ではないケースもあり得る。支給対象かどうか不明な状態で本人に確認を行うことは、還付対象ではない場合でも還付対象であるかのような誤解を招く恐れがあり、本人に無用な混乱を生じさせることとなるため、税務署からの照会に回答し対象者を特定の方が納税者には有利である。

イ 該当者が所得税の特別還付金を受ける場合は『特別還付金請求書』を「租税特別措置法の一部改正」の施行日から一年を経過する日（平成24年6月29日）までに所轄税務署長に提出しなければならず、請求期限が設けられている。

ウ 損害賠償的な性格から、納税者の不利にならないよう納税者自身に請求期限内に確実に手続きをとってもらう必要がある。

(5) 目的外提供することに伴う本人通知の省略について

所得税の特別還付金は、源泉所得税額の有無により支給対象かどうか決定される。このため、目的外提供することを通知し全員が確実に所得税の特別還付金を受けられればよいが、必ずしも該当しない場合もあるため目的外提供することを通知した場合、特別還付金を受けられない納税者にとっては、還付対象であるかのような誤解を招く恐れがあり、無用の混乱を来すこととなるため本人通知は省略とする。

例：「保険年金」所得については、所得税が源泉徴収されているケースと、されていないケースがあるため。

(6) 安全対策について

藤沢税務署に対して、回答した個人情報をもとに所得税の特別還付金の対象者把握という目的以外に使用しないこと、及び情報の漏えいの防止等の措置を求めるものとする。

(7) 提出資料

ア 相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に対する所得税の特別還付金の支給等について

イ 租税特別措置法抜粋

ウ 個人情報取扱事務届出書

エ 課税状況等の照会について（平成23年8月23日收受）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

実施機関では、目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

ア 確実に特別還付金を支給する個人を特定するためには、「保険年金」分以外の所得があれば、その所得の源泉所得税額が必要となる。これは、本人が源泉徴収票を保管していたとしても源泉所得税額が発生しているかどうかによって還付対象者でないケースもあり得る。支給対象かどうか不明な状態で本人に確認を行うことは、還付対象ではない場合でも還付対象であるかのような誤解を招く恐れがあり、本人に無用な混乱を生じさせることとなるため、税務署からの照会に回答し対象者を特定する方が納税者には有利である。

イ 該当者が所得税の特別還付金を受ける場合は『特別還付金請求書』を「租税特別措置法の一部改正」の施行日から一年を経過する日（平成24年6月29日）までに所轄税務署長に提出しなければならず、請求期限が設けられている。

ウ 損害賠償的な性格から、納税者の不利にならないよう納税者自身に請求期限内に確実に手続きをとってもらう必要がある。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件の場合、あらかじめ本人通知をしたとしても、当該特別還付金の申告に係る勸奨事務の目的が阻害されるわけではなく、通知すべき相手が少人数であるため、通知する事務量が過分に必要となるわけでもない。

よって、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があるとは認められない。

以 上